

茨城キリスト教大学 利益相反ガイドライン

利益相反マネジメント委員会

茨城キリスト教大学利益相反マネジメントポリシー、並びに本学利益相反マネジメント規程第3条に基づき、利益相反マネジメントを実施するための具体的な事項を次のガイドラインとして定め、本学教職員並びに社会のみなさまに対して示します。

（1）利益相反マネジメントの対象となる活動区分

本学教職員が外部の諸団体と連携して行う活動（利益相反マネジメントの対象となる活動）は、次の3区分に属するものとする。

区分	活動の例
連携研究活動	外部団体（当該団体に所属する個人を含む、以下同じ）との共同研究 外部団体からの受託研究 連携研究に伴う客員研究員・ポスドク等の受入、など
連携教育活動	他大学における非常勤講師・兼任講師 外部団体の協力によるインターンシップ科目や実習科目の担当 外部団体の協力による寄附講座のコーディネート、など
連携社会活動	外部団体からの依頼による講演 外部団体からの依頼による原稿執筆（研究発表原稿を除く） 外部団体のコンサルタント・技術指導員・役員・顧問・行政委員等 外部団体と協働で実施するイベントまたはそのアドバイザー業務 外部団体に対する技術移転（知的財産権の実施許諾・権利譲渡等）、など

（2）本学教職員の自己申告項目

本学教職員は、上記3区分に属する自身の活動について、本学所定の「定期自己申告書」様式に記載する次の事項に係り、当該年度活動分および次年度活動見込み分について申告するものとする。

①連携外部団体名

②連携内容

③大学ベンチャー：本学で創出された研究成果を事業化する目的で設立された企業等＝大学発ベンチャーに相当するか否か

④経営への関与：①の団体の経営に関する立場にある場合で、②の記載事項とは別の関与があるか否か（役員・顧問・相談役等に就任している場合など）

⑤発注への関与：本学が①の団体に対し500万円（税込）以上の物品調達や業務請負等を発注する際、機種や発注先の選定に関する立場にあるか否か。

⑥経済的利益：①の団体から年額100万円以上（税込）の収入受領があるか否か（科研費等の研究助成金を除く個人収入で、物品等の供与を含む）。

⑦エクイティ保有：①の団体のエクイティ（公開・未公開株、出資金、ストックオプション、受益権等）を保有する立場にあるか否か。

（3）自己申告内容に対する審査と措置

上記の自己申告内容（定期自己申告書）は、（1）の区分ごとに設ける利益相反（COI）アドバイザーがその内容を確認し、利益相反の疑義があると判断するものについては利益相反マネジメント委員長（副学長）に通知する。

同委員長は、必要があると判断する場合にCOIアドバイザーによる当該教職員への聞き取り調査等を指示し、その結果とあわせて当該疑義内容を同委員会の審査に付するとともに、その決定に基づいて当該教職員に対する助言、是正勧告、是正指示等の措置を実施する。また、当該教職員の利益相反行為が明確かつ悪質である場合は、同委員長の発議を経て、然るべき懲戒処分を実施する。